

今年もあとわずかとなりました。2年間にわたるコロナ禍の影響で、コロナ解除後の生活習慣や価値観の一部は、コロナ前と変わってくるように思われます。このところ、私の周りでは、自己判断による行動での不祥事が増えつつあります。この場合、「なぜ、自己判断で行うに至ったのか?」「いわゆる「ほう・れん・そう」はなされなかったのか?」といった事が疑問として浮かぶわけです。これには、社員の価値観の問題と、組織風土の問題があると考えています。

自分がミスをしたときに、自身で解決ができるものとできないもの見極めは個人の判断力によってかなり違ってくるわけですが、これは長い経験則の中で培われるものです。したがって、経験の浅い時期は、先輩や上司に見極めてもらう必要があり、「ほう・れん・そう」はここで生きてくるわけです。ところが、経験の浅いものに一方的に「ほう・れん・そう」といわれても、何をどのタイミングで相談すべきか?上司も仕事があり、相談するタイミングを逸する可能性もあるわけです。そこで、上司の方から声をかける必要が出てくるわけですが、これは日頃から目をかけていないとこれまたタイミングを忘れてしまうことになりかねません。やはり、日ごろからのコミュニケーションが必要になると考えます。今更、どうやってコミュニケーションを図るの?と思われる方には、雑談をお勧めしたいと思います。紙面の関係で、次回雑談のお話をしたいと思います。

今年もありがとうございました。

社会保険労務士 鈴木隆彦

年末年始のお休みのお知らせ

《令和3年12月29日(水)～令和4年1月4日(火)までお休みを頂きます》

当所からのお知らせ



1. 最低賃金の改定について（鉄鋼業、電子部品等製造業、自動車小売業）

厚生労働省の中央最低賃金審議会より、令和3年度の宮城県の以下の業種の最低賃金が決定いたしました。効力発生日より、それぞれ最低賃金額が変更となりますのでご確認下さい。

また、一般の業種の地域別最低賃金は、既にご案内しております通り10月1日より改定となっておりますのでご注意下さい。

特定業種	最低賃金（時間額）	効力発生日
鉄鋼業	953円	令和3年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	令和3年12月15日
自動車小売業	918円	令和3年12月15日

2. 賞与支払届を忘れずに提出して下さい

賞与のお支払がございましたら、また賞与支払届がお手元にございましたら当所までご一報下さい。

今後施行される主な法改正について

今回は令和 4 年より順次施行される法改正についていくつかご案内いたしますので、該当する項目についてご参考ください。

施行日		項目	概要	就業規則 見直し
大企業	中小企業			
2022.1	2022.1	傷病手当金の見直し	・暦の通算から支給期間の通算へ変更	-
2022.1	2022.1	高年齢者の雇用保険 2 か所事業所通算	・65 歳以上で合計週 20 時間以上となる労働者の雇用保険の加入特	-
-	2022.4	パワーハラ防止措置の義務化	・職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置の実施	○
2022.4	2022.4	育児休業等の個別周知義務化 有期労働者の要件緩和	・育児休業等の環境整備・個別周知義務化 ・有期労働者の要件緩和（育児休業・介護休業）	○
-	2022.4	一般事業主行動計画の策定義務 (女性活躍推進)	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(101 人以上企業)	-
-	2022.10	社会保険の適用拡大①	・社会保険加入（週 20 時間基準）の 101 人以上従業員規模への拡大	-
2022.10	2022.10	育児休業中の社会保険料免除見直し	・2 週間以上の育児休業も給与の社会保険料免除対象 ・1 ヶ月超の育児休業に限り賞与の社会保険料免除対象	-
2022.10	2022.10	出生時育児休業制度創設	・出生後 8 週間以内の 4 週間の新育児休業制度の開始	○

同一労働同一賃金についてのご案内は次号から再開させていただきます。